

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	舞鶴市障害者自立支援医療特別対策事業に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、舞鶴市障害者自立支援医療特別対策事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和6年1月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	舞鶴市障害者自立支援医療特別対策事業に関する事務
②事務の概要	舞鶴市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱に基づき、舞鶴市障害者自立支援医療特別対策事業の支給認定申請、変更認定申請、再認定申請、記載事項変更届等の受付・交付決定事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請受付・交付決定事務 ②認定情報の管理
③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項 別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉・国民年金課、健康・子ども部子ども支援課
②所属長の役職名	障害福祉・国民年金課長、子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障害福祉・国民年金課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1033 健康・子ども部子ども支援課 住所:京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号:0773-66-1094

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	障害福祉・国民年金課長 細野 真嗣、子ども支援課長 左織 誠	障害福祉・国民年金課長 山崎 久夫、子ども支援課長 新井 秀和	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「障害児福祉手当等関係情報」) 26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67の項 ※主務省令未制定…68、69、85の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第38条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「障害児福祉手当等関係情報」) 26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67、68、85の項 ※主務省令未制定…69の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第38条、第38条の2、第43条の3の2</p>	事後	
平成29年11月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	障害福祉・国民年金課長 山崎 久夫、子ども支援課長 新井 秀和	障害福祉・国民年金課長 島田 敦司、子ども支援課長 新井 秀和	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「障害児福祉手当等関係情報」) 26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67、68、85の項 ※主務省令未制定…69の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第38条、第38条の2、第43条の3の2</p>	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「障害児福祉手当等関係情報」) 12、26、56の2、87、110の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67、68、85の項 ※主務省令未制定…69の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第10条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3 【情報照会の根拠】 第38条、第38条の2、第43条の3の2</p>	事前	
平成31年1月1日	5. 評価実施機関における担当部署	障害福祉・国民年金課長 島田 敦司	障害福祉・国民年金課長	事後	
平成31年1月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和3年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 2. 当該事務において準用する法令 ①番号法第19条第7号 別表第二 108の項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第55条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号 2. 当該事務において準用する法令 ①番号法第19条第7号 別表第二 108の項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第55条</p>	事後	
令和5年12月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	障害者福祉システム、団体内統合宛名番号連携システム	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	